

社民党サポーター制度に関する規程 新旧対照表 (2024年6月19日)

※赤字赤下線が変更部分です。

改正後	改正前
<p>〈前略〉</p> <p>(登録手続き)</p> <p>第3条</p> <p>1. 会員の登録は、社民党全国連合が準備する所定の申し込み書式(書面又はWEB登録)に必要な事項を記入し、<u>登録料</u>の支払い又は決済をもって完了するものとする。</p> <p>2. <u>会員は、社民党すなわち社民党全国連合と社民党都道府県連合が一体である組織のサポーターとしてWEB上と居住する都道府県の社民党都道府県連合に自動的に登録したものとする。</u></p> <p>〈中略〉</p> <p>(登録料等の扱い)</p> <p>第5条</p> <p>1. 会員は、<u>登録時に登録料として1,000円を全国連合に納入する。但し、居住する都道府県連合の社民党が、情報提供のための郵送料として一定の額のカンパ等をお願いする場合、会員はできる限り協力するものとする。</u></p> <p>2. <u>登録料等は、期間途中の退会他</u>いかなる場合も返還しない。</p>	<p>〈前略〉</p> <p>(登録手続き)</p> <p>第3条 会員の登録は、社民党全国連合が準備する所定の申し込み書式(書面又はWEB登録)に必要な事項を記入し、会費の支払い又は決済をもって完了するものとする。</p> <p>〈中略〉</p> <p>(会費の扱い)</p> <p>第5条</p> <p>1. 会員は、原則的に各会計年度の事前に年会費の納入を全国連合に行なう。会計年度は毎年1月1日～12月31日とし、年会費は1,000円とする。</p> <p>2. 会費は期間途中の退会ほか、いかなる場合も返還しない。</p>

〈中略〉

(実施日)

第8条

1. 本規程は2021年4月1日より実施する。
2. 本規程の一部を改正し、2021年12月22日より実施する。(社民党全国連合第53回常任幹事会)
3. 本規程の一部を改正し、2024年6月19日より実施する。(社民党全国連合第8回常任幹事会)

〈中略〉

(実施日)

第8条

1. 本規程は2021年4月1日より実施する。
2. 本規程の一部を改正し、2021年12月22日より実施する。(社民党全国連合第53回常任幹事会)